

## 鎌倉市先導的官民連携支援事業業務委託公募型プロポーザルにおける質問の内容と回答

質問番号	該当資料	質問項目・該当箇所	質問の内容	回答
1	業務委託仕様書	費用の明確な区分け	仕様書（P3） 7.注意事項（13）において、補助事業対象業務と対象外業務に関する費用を明確に区分けて業務に当たる、とありますが、業務終了時に経費に関する書類を提出する等の報告をする必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書でその区分を明らかにしていただきますが、業務を行う中でその区分を変更する場合や補助金の執行について国土交通省等から照会を受けた際には、報告を求められることがあります。</li> </ul>

注1： 本資料は、鎌倉市先導的官民連携支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、公表日（平成30年8月29日）から9月10日17時までに提出された質問に対して回答するものです。

注2： 質問に対する回答内容は、実施要領等の追加又は修正として扱います。